重 要 事 項 説 明 書

作成日 令和　8年　2月　1日

1. 事業主体概要

事業主体名	有限会社 あんのん
法人の種類	有限会社
代表者名	下津浦　正明
所在地	長崎県 大村市 協和町 710番地1 電話:0957-50-0066　FAX:0957-50-0068
法人の理念	認知症になっても、住み慣れた町で暮らしていく。 そして安心と尊厳を守り、私たちのグループホームが明るい 長寿社会づくりに役立てるよう、力を尽くすこと。
他の介護保険関連の事業	・小規模多機能型居宅介護事業「小規模多機能ホームあんのん」 ＜介護保険事業者指定番号 4290500091＞ ・居宅サービス「訪問介護あんのん」 ＜介護保険事業者指定番号 4270502307＞ ・共用型認知症対応型通所介護事業「グループホームあんのん通所介護」 ＜介護保険事業者指定番号 4290500141＞ 令和7年10月より再開
他の介護保険以外の事業	・サービス付き高齢者向け住宅事業「お住まい あんのん協和町」 ＜登録番号 120002＞
直近の外部評価	令和6年度外部評価 特定非営利活動法人 福祉総合評価機構 令和6年7月12日 ワムネットにて公表・事業所玄関内に閲覧用ファイル設置 ※令和7年度の外部評価は、適用申請により免除

2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム あんのん
ホームの運営方針	記憶や見当識が次第に弱まっていく認知症の高齢者にとって、自分の慣れ親しんだ生活スタイルに、より近い家庭的な小グループの中で、残存能力を最大限に活かすための生活の場の提供。スタッフは「介護の提供者」ではなく「生活のパートナー」としての意識を共有することを重要視し、本人の主体性や自己決定を尊重しながら、生活を営んでいく。
ホームの責任者	佐々木 朱里
開設年月日	平成 12年 10 月 1 日(平成 18 年3月 1 日 ユニット統合)
介護保険事業者指定番号	4270500996
交通の便	高速大村インターより車で10分 JR大村駅より車で10分 協和町中央バス停より徒歩3分
建物概要	構造:耐火建築物木造1階建て 延べ床面積:385.33㎡
居室の概要	洋室:18(全戸に緊急通報装置設置)
緊急時対応方法	急変時は救急車要請を行なうと同時に、ご家族及び主治医へ連絡する。救急搬送先:大村市立病院及び国立長崎医療センター 本事業所は救急隊と連携を図り、迅速かつ安全に搬送する。
防犯防災設備 避難設備等の概要	非常通報システム・火災報知器・消火器・避難誘導灯・スプリンクラーの設置。 建物周辺に赤外線防犯システムの設置。 火災の発生時:防火管理規定に基づき、初期消火・119番通報及び避難誘導を行う。
苦情処理体制	社会福祉法第82条の規定により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めることとする (詳細は 10 に記載)
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損保 「介護保険・社会福祉事業者総合保険」加入 東京海上火災保険 「住まいの保険」加入

3 職員体制 （主たる職員）

① 管理者 1～2 名 （常勤、介護職兼務。2 ユニット兼務、計画作成担当者が兼務する場合もあり）

② 計画作成担当者 1 ～2 名 （常勤、介護職兼務。2 ユニット兼務、管理者が兼務する場合もあり）

③ 介護職員 1 ユニット 7 名以上

4.勤務体制

昼間の体制	介護職員 5～8名 ほか管理職 1～2名
夜間の体制	夜勤者 2名 「 ユニットごとに1名 」

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5.身体的拘束の禁止

本事業所は、契約者又は他の契約者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わない。

2 本事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

(1)身体的拘束適正化検討委員会を設置する。

(2)「身体的拘束に関する説明書及び経過観察・再検討記録」に身体的拘束等にかかる様態及び時間その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(3)契約者又は契約者代理人に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

6.虐待防止に関する事項

本事業所は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

(1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2)契約者及び契約者代理人から虐待等に関する苦情処理体制の整備

(3)その他虐待防止のために必要な措置

7.利用に当たっての留意事項

グループホーム利用にあたっての留意事項に記載してあります。

8.サービス及び利用料等

保険給付サービス

食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。

上記については包括的に提供され、要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動あり)が自己負担となります。

料金の詳細は、利用料一覧表に記載してあります。

9.協力医療機関名

医療機関名	中澤病院	ともなが内科クリニック	マイン歯科クリニック
診療科目	精神科、内科	内科	歯科

10.苦情処理体制

社会福祉法第82条の規定により、本事業所では契約者からの苦情に適切に対応する体制を整え、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることとします。

(1)苦情受付担当者　グループホーム管理者　　道崎人美

(2)苦情解決責任者　　取締役　　角田浩一

代表取締役　　下津浦正明

(3)第三者委員　　西川一平　新城保育園 園長 0957－52－4152

(4)苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し立てることもできます。※苦情申し立て書（様式 1）は玄関に設置しております。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情受付書（様式 2）に記録して、苦情解決責任者に報告します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と責任を持って話し合い、解決に努めます。双方の話し合いによる解決が困難な場合は、第三者委員に報告し、助言や立ち合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

上記内容については、話し合い結果報告書（様式 4）に記録します。苦情解決責任者は改善結果についての報告を改善報告書（様式 5）として苦情申出人及び第三者委員へ通知します。

(5)外部苦情相談窓口

本事業所で解決できない苦情は、次の苦情相談機関でも申し立てることができます。

◆ 大村市福祉保健部長寿介護課(0957－20－7301)

◆ 国民健康保険団体連合会 (095－826－7293)

◆ 長崎県社会福祉協議会 運営適正化委員会(095－842－6410)